

結婚式場利用補助・食事付宿泊券交付申請書

年 月 日

公立学校共済組合大阪支部長 様

「ご利用上の注意」を確認し、下記のとおり申請します。

所属所名							
組合員証番号	記号	公立阪			枝番	フリガナ	
	番号					組合員氏名	
挙式年月日	年		月		日		
挙式者	新郎氏名				組合員との 続柄	被扶養者	有 ・ 無
	新婦氏名					認定の有無	有 ・ 無

申請区分（該当する□にチェックをしてください。）

結婚式場利用補助（利用額の20%、上限200,000円）

食事付宿泊券（30,000円）

施設記入欄

利用額（税込） (A)		備考
利用額の20% (A×0.2) (千円未満四捨五入)		
補助額（上限200,000円） <small>※新郎新婦ともに対象者の場合は上限400,000円</small>		

※挙式者が被扶養者と認定されていない子どもの場合は、
下欄の所属所長の証明書又は市区町村長の続柄を証明する書類を提出してください。

証明書

(挙式者) _____ は、(組合員) _____ の(続柄) _____ に相違ありません。

年 月 日

所属所長(学校長)

公印

ご利用上の注意

- ① 組合員(任意継続組合員を除く)またはその子が結婚披露宴等を「ホテルアウィーナ大阪」で行った場合に、その費用の一部を補助します。
- ② 補助額は利用額の20%、上限200,000円（新郎新婦ともに対象者の場合は上限400,000円）です。
- ③ 新郎新婦ともに対象者の場合はそれぞれ申請書を記入してください。
- ④ 申請書を提出する際、**組合員本人の資格確認書類（下記(1)～(3)のうちいずれか1つ）**をご提示ください。

資格確認書類 (いずれか1つ)	マイナポータルの資格情報画面 (1) ⇒ 「医療保険の資格情報」PDFでも可能 (ただし、保存日時が1か月以内のものに限る)	(2) 資格確認書
		(3) 資格情報のお知らせ

- ⑤ 挙式者が被扶養者と認定されている子の場合は、④に加えて挙式者の資格確認書類もご提示ください。
- ⑥ 挙式者が被扶養者と認定されていない子の場合は、
④に加えて、本申請書内の所属所長の証明書または市区町村長の続柄を証明する書類を提出してください。
- ⑦ 利用当日に公立学校共済組合大阪支部の組合員資格を喪失している場合、補助できません。
- ⑧ 不正利用をした組合員等に対しては、事後に返金いただくとともに、今後の補助の利用を制限します。
- ⑨ 食事付宿泊券の有効期間は、発行日（挙式日）から1年間です。

食事付宿泊券発行年月日 ※ 年 月 日

発行番号 ※No. ~No.

当日受取者の氏名

※申請書に記載された個人情報は、事業実施の目的に限定し、それ以外の目的には使用しません。

施設記入欄

資格確認方法 (いずれか1つ)	マイナポータル 資格情報画面	資格確認書	資格情報の お知らせ	確認者氏名
チェック欄				